

財務省告示第六十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年一月三十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年二月九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（五年）（第三十三 回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の法律及びそ の条項の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	
五	発行額	額 千七百九十九億二千二十六万円
六	払込金額	額 千七百九十九億二千二十六万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行	平成十六年一月三十日
十	発行価格	額 面金額百円につき百円二十九 銭
十一	利率	年〇・六パーセント

十二

の経過  
払込み

年金資金運用基金理事長は、払  
込金額に加え、次の算式により  
算出した金額を第十八号に規定  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{41}{365}$$

十三

初期  
利子

平成十六年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により支払期  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次の号及び第十五号において規  
定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期  
以後  
の利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払いの期とし、各支払期に  
いて、その日以前六箇月に属す  
る利子を支払う。

十五

償還  
金額  
の限度

平成二十年十二月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

元金  
の支

平成十六年一月三十日

十七

払込  
場所

日本銀行

十八

払込  
期日

平成十六年一月三十日